

豊島区パートナーシップ制度について
(男女共同参画推進条例第 8 条の 2 関係)

1. パートナーシップ制度の概要

パートナーシップ (*1) の関係にあることを区長が確認の上、パートナーシップ届を受理したことを証明するためのパートナーシップ届受理証明書を交付する。

(*1) 互いを人生の伴侶とし、日常生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した一方又は双方が多様な性自認・性的指向の 2 人の者の関係。

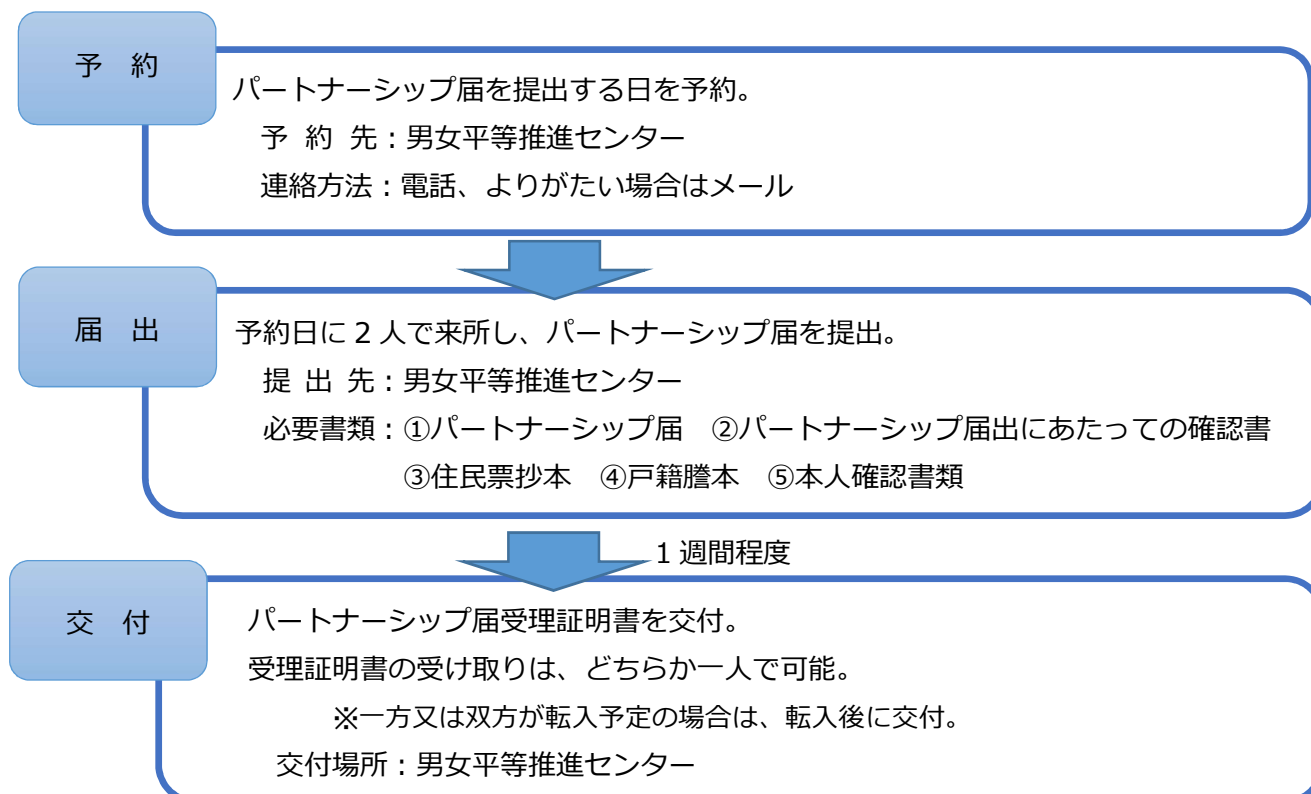
2. 対象と要件

《対象》一方又は双方が多様な性自認・性的指向の 2 人

《要件》①成年 ②独身であること ③双方が区内在住、一方が転入予定又は双方が転入予定 (*2) ④当事者以外とパートナーシップ関係にないこと ⑤近親者でないこと

(*2) 一方又は双方が転入予定の場合は、書類の受付のみ行い、受付票を交付。

3. 受理証明書交付までの流れ



4. その他

《取消》虚偽その他不正な方法により届出を行った場合等において、届出の取り消しを行う。

《返還》パートナーシップ関係を解消した場合等において、受理証明書の返還を求める。

5. 今後の流れ

4 月 1 日 制度開始 (広報としま 4/1 特集版及びホームページにて周知)

4 月 1 0 日 制度利用第 1 号の方へのパートナーシップ届受理証明書交付(予定)